

ポンプ排水設備の機器更新にかかる補助金等交付要綱

令和 7 年 2 月 7 日 建設局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、地形上、自然流下で公共下水道に汚水の排除ができない低敷地に設置された排水設備のうち、ポンプ設備の更新に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低敷地 隣接道路の公共下水道管と敷地との高低差から、自然流下では公共下水道に汚水の排除ができない敷地をいう。
- (2) ポンプ設備 汚水槽、ポンプ（逆止弁・フロート等付帯品含む）、制御機器、圧送管をいう。
- (3) 更新 対象施設や機器を取替える行為をいう
- (4) 前各号に規定するもののほか、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び神戸市下水道条例（昭和 50 年 10 月条例第 40 号）に規定する用語を用いる。

(対象者となる排水設備)

第 3 条 補助事業等の対象となる排水設備は、低敷地に設置された既存の汚水ポンプ設備の内、経年劣化等により更新が必要なポンプ（逆止弁・フロート等付帯品含む）及び制御機器で、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 居住の用途に使用している建物の排水設備
- (2) 地下階の排水を含まない排水設備
- (3) ポンプ（逆止弁・フロート等付帯品含む）は本要綱に基づく補助金等を既に受けている場合は、設置後 7 年を経過していること。
- (4) 制御機器は本要綱に基づく補助金等を受けている場合は、設置後 15 年を経過していること。
- (5) 水洗便所等のし尿を含む汚水を排除する排水設備であること。

(申請対象者)

第 4 条 補助事業等の申請ができる対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 当該排水設備を管理する土地または建物の所有者
- (2) 前号のうち、国、地方公共団体、その他法人（ただし、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市長の認可を受けた地縁による団体を除く）を除く

(対象経費)

第 5 条 補助金等の対象となる経費は、第 3 条に規定する排水設備を市長が定める基準（第 7 条）に適合したものに更新するために要する経費のうち、機器の購入及び設置（土工事等は含まない）に要する経費とする。（ただし、他の補助金等の対象となっている経費を除く）

(補助金等の額)

第 6 条 補助金等の額は、予算の範囲内で次に掲げる額とする。

- (1) ポンプ（逆止弁・フロート等付帯品含む） 1 件につき 15 万円

ただし、1件につきポンプは2台とも更新すること。

(2) 制御機器 1件につき 20 万円

(更新基準)

第7条 第5条に規定する市長が定める基準は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) ポンプ（逆止弁・フロート等付帯品含む）は、ポンプ口径を 50mm 以上とし、2台で交互運転もしくは並列運転するものとする。
- (2) 制御機器は、自動でポンプの運転を行い、汚水槽の水位によって稼働・停止ができるもの、かつタイマーによる 60 分以内の稼働設定ができるものとする。
- (3) その他は、神戸市排水設備指針と解説に基づくものとする。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等に着手する 30 日前までに市長に提出しなければならない。なお、当該補助事業等は申請年度内に完了するものとする。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（工程表、位置図、工事内容のわかる平面図）
- (3) 建物及び既存のポンプ設備の状況写真
- (4) 指定工事店から徴収した工事見積書の写し（工事内容のわかる内訳書を添付すること）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金規則第6条に基づき補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項に基づき補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(工事施工業者の選定)

第10条 工事の施工は、神戸市下水道条例第8条に規定する市長の指定を受けた者（神戸市排水設備指定工事者）が施工すること。

(補助事業等の変更等)

第11条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に基づく承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に基づく承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとする

きは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 事業の実施状況がわかる写真
- (3) 補助事業等に係る工事費のわかる資料（工事費請求書の写しなど）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 13 条 市長は、補助金規則第 16 条に基づき補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（緊急で当該補助事業等を実施する必要がある場合の特例）

第 14 条 生活環境の持続性確保及び公共用水域の水質汚濁の防止の観点から、当該補助事業等の実施が急を要する必要があると、市長が認める場合、特例として、第 8 条に規定される期限によることなく、事後で補助金等の交付の申請を受け付けることができる。

2 前項の特例に基づく事後の補助金等の申請は、当該補助事業等の着手日から 90 日以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条に基づき補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

補助金等交付要綱【様式集】

様式第 1 号

補助金等交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所	
代表者名	

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他()	
口座番号				
口座名義				

(注) 口座名義は、補助事業者等（申請代表者）と同一の名義であること。

下記補助金等の交付について、申請します。なお、本件に関する経費負担、土地・建物等の関係諸権利等の調整については、一切申請者が責任をもって処理します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業		
目的及び内容	☐ ポンプ(逆止弁・フロート等付帯品含む) 1 件につき15万円 ただし、1 件につきポンプ 2 台ともに更新すること ☐ 制御機器 1 件につき20万円		
補助事業等の期間	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
補助金等の額	円		
算出の基礎	要綱に規定する額		
添付書類	・ 事業計画書（工程表、位置図、工事内容のわかる平面図） ・ 建物及び既存のポンプ設備の状況写真 ・ 工事見積書の写し（工事内容のわかる内訳書を添付すること）		

様式第1号

補助金等交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
代表者名	

補助金等の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)

住 所	
指定工事者名	
代表者名	

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口座番号				
口座名義				

下記補助金等の交付について、申請します。なお、本件に関する経費負担、土地・建物等の関係諸権利等の調整については、一切申請者が責任をもって処理します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業		
目的及び内容	☐ ポンプ(逆止弁・フロート等付帯品含む)1件につき15万円 ただし、1件につきポンプ2台ともに更新すること ☐ 制御機器 1件につき20万円		
補助事業等の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補助金等の額	円		
算出の基礎	要綱に規定する額		
添付書類	・事業計画書(工程表、位置図、工事内容のわかる平面図) ・建物及び既存のポンプ設備の状況写真 ・工事見積書の写し(工事内容のわかる内訳書を添付すること)		

別記

見 積 内 訳 書 （記載内容の例）

項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
汚水ポンプ 50A (0.2m ³ /min、5.5m、0.4kw)	2	台		円	付属品・水中ケーブル、フロートスイッチ等含む
制御盤 (水位制御・運転タイマー付)	1	器		円	
機器の搬入据付費	1	式		円	※ 既設の設備の撤去及び処分費用は含まない
端末結線	1	式		円	材工共
その他省略					
諸経費	1	式		円	○% 端数処理含む
計				円	

○ 見積書の記載事項について

宛名、見積日、工事名称、納入場所、工期または納期、見積有効期限、消費税等の有無
その他注意事項が記載されたものを提出ください。

補助金等交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付すること
に決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	・ 本交付決定の内容について補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更が見込まれるときは、△年 2 月末日までに補助金要綱第11条に基づく変更承認申請を市長に提出すること。 ・ 補助金要綱第12条に基づく実績報告は、△年 3 月31日までに市長に提出すること。 ・ 補助金の過払い分が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。 ・ 上記のほか、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。

補助金等不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業等の名称

2 不交付とした理由

補助金等交付決定内容変更承認申請書

年	月	日
---	---	---

神戸市長宛

住 所	
代表者名	

年	月	日	付	第	号
---	---	---	---	---	---

をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業		
変 更 の 理 由			
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	(	年 月 日)
	完了(予定)年月日	(	年 月 日)
補 助 金 等 の 額	(円)		
算 出 の 基 礎			
添 付 書 類	・ 事業計画書 (変更後) ・ 工事見積書の写し (工事内容のわかる内訳書を添付すること) (変更後)		

(注) 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年	月	日
---	---	---

神戸市長宛

住 所	
代表者名	

年	月	日付	第	号
---	---	----	---	---

をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助金等交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次の
とおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第 2 項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容 のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第 5 項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業等中止（廃止）承認通知書

（公 印 省 略）
第 号
令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業等実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
代表者名	

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業
完了年月日	年 月 日
工 事 費	円
補 助 金 等 の 額	(円) 円
添 付 書 類	・ 事業の実施状況がわかる写真 ・ 補助事業等に係る工事費のわかる資料（工事費請求書の写しなど）

（注）交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

補助金額等確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	ポンプ排水設備の更新事業
補助金等の確定額	円
特 記 事 項	・本補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、翌4月 1 日から起算して 5 年間保存ください。

補助金等交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の額	円
取消しの理由	

振込先口座変更届

年 月 日

神戸市長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

補助事業等の名称	
----------	--

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 变更前

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義				

2. 変更後

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義				

振込先口座変更届

年 月 日

神戸市長 宛

住 所		印
団 体 名		
代表者名		

補助事業等の名称	
----------	--

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(受任者)

住 所		印
団 体 名		
氏 名		

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 情 報				

2. 変更後

(受任者)

住 所		印
団 体 名		
氏 名		

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 情 報				